

千葉支社は5月16日までに誠意ある回答をせよ



動労千葉

1988.5.9
No. 2810

国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二五三五（六）（公衆）〇四七二（二二）七二〇七

全面謝罪を要求する

動労千葉は、「四・一一周年」を期して開始された動労千葉絶滅攻撃に対し、第一回臨時大会においてストを含む反撃の方針を決定、五月二日、労働大臣と中央労働委員会に「労働関係調整法第三十七条にもとづくストライキ実施の事前通知を行う」とともに、五月六日、JR千葉支社に「申第二三号」を申し入れた。

会社当局は、「申第二三号」にもとづき、直ちに団体交渉を実施し、誠意ある回答を示せ！

この間の本人の希望を無視し、公募も実施せず、ましてや配転の期間すら明らかにしない強制配転と、われわれは、当局「革マル鉄道労連一体となった、人を人とも思わぬ奴隸的支配、国鉄労働運動破壊を断じて許さない。

千葉支社が、「五月一六日」までに誠意ある回答を示さない場合は、長期ストライキも辞さず、たまたまいぬく決意である！

「業務や配転の説明を当局に求めた」「コロビ屋土屋のデッチ上げ事件」を「理由」とした不当処分を白紙撤回せよ！河野車務課長らを先頭とした「動労千葉脱退工作」を直ちに中止し、全面的に謝罪せよ！

- 動労千葉申第23号
1988年5月6日
- 月23日付)」に関する団体交渉がまだ開催されていない段階であるが、重ねて、次のとおり申し入れるので団体交渉により、1988年5月16日までに解決するようすみやかに、誠意をもって対応されたい。
- 記
- 1、本人の希望しないまま強行した配転は、すみやかに、元職場、元職種に戻すこと。
 - 2、4月5日および6日付で発令した不当処分を撤回すること。
 - 3、「動労千葉を脱退したら早く元職場へ戻す」などの不当労働行為を直ちに中止し、今後、絶対に行わないこと。
 - 4、運転職場から配転された者は、従前通り全員業務発令とすること。
 - 5、今後、強制出向および配転は絶対に行わないこと。
 - 6、運転から営業等への配転者のほぼ全員が、元職場、元職種への復帰を希望している現状に鑑み、社員が希望をもって働けるよう次の措置を講ずること。
 - (1) 今日の要員状況と今後の運用計画を明らかにすること。
 - (2) 「公募」を原則に、「ローテーション」を確立すること。
 - (3) 配転の基準、配属先の決定方法を公平に行い、一切の差別を行わないこと。
 - (4) 配転による賃金の減収等の不利益は保障すること。
 - 7、その他、「動労千葉申第19号」および「動労千葉申第21号」の問題点につき、団体交渉により誠意をもって解決されたい。
- 以上

東日本旅客鉄道株式会社
千葉支社長 若林秀喬殿

国鉄千葉動力車労働組合
執行委員長 中野洋

申入書

東日本旅客鉄道株式会社・千葉支社が、4月4～5日に、事前通知した強制配転および不当処分の通告は極めて異常な労務政策としてのそれであり、とうてい容認できない。

さらに、河野車務課長等が動労千葉組合員に対して、公然と動労千葉からの脱退強要を行っていることは不当労働行為以外なものではない。

動労千葉が、以上のことにつき、「動労千葉申第19号（1988年4月11日付）」を发出し、説明、撤回、中止を求めた件につき、千葉支社は文書回答もしないなど極めて不誠実な対応に終始し、しかも、説明を求めたことに対し嘘の回答をするなど、正常な労使関係を標榜する者としてあるまじきことである。

以上の千葉支社の「業務」を手段とする組織破壊攻撃に対し、動労千葉は、4月29日、第14回臨時大会を開催し、組織を守るためにストライキも辞さず闘う方針を満場一致決定し、5月2日、労働大臣および中央労働委員会に対し、労働関係調整法第37条にもとづく、ストライキ実施の事前通知を行ったところである。

もとより、動労千葉は、あえてストライキを望むものではないが、河野車務課長の行っているような不当労働行為等を手をこまねいて看過するものではない。

以上の経過と考え方にもとづき、「動労千葉申第21号（1988年4

申入書 5/6付

スト準備体制に突入しよう！